

2019年11月20日 参議院本会議

立憲・国民新緑風会・社民

参議院議員 那谷屋正義

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件、
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める
の件・代表質問

立憲民主党の那谷屋正義です。私は、「立憲・国民新緑風会・社民」の会派を代表し、た
だいま議題となりました、日米貿易協定、日米デジタル貿易協定について質問いたします。

質問に先立ち、一言申し上げます。

安倍政権は本日で歴代最長政権になったそうです。本来ならばお祝いの詞でも申し上げ
るところでしょうが、そういう状況になっていません。今国会での安倍政権の体たらくは、
これまで以上に見るも無惨です。

安倍内閣は、わずか六日間の中に、「適材適所」のはずだった菅原経産大臣、河井法務大
臣という重要閣僚が相次いで辞任に追い込まれるという異常事態に陥りました。安倍総理
は、任命責任は私にあるという、もはや聞き飽きた言葉を繰り返し、挙げ句の果てには「政
治家として自ら説明責任を果たすべきだ」と他人事のような答えを繰り返す有様でした。

そこに浮上したのが、安倍総理自身に対する「桜を見る会」といわゆる前夜祭の問題で
す。総理主催で税金で運営される「桜を見る会」に、自らの後援会の人間を際限なく招い
て供応するという、公私混同の極みとしか言いようのない大問題であり、その前夜祭につ
いても、数々の問題点が指摘されております。

これまでも数々の不祥事を抱えてきた安倍内閣ですが、今度もまた安倍総理自身に直接
関わる大問題です。総理自身の言葉を借りれば、今こそ、「政治家として自ら説明責任を果
たすべき」時です。こうした事態を招いた張本人の安倍総理を質すため、規則に則って野
党が要求した予算委員会からいまだに逃げ回る安倍総理に対し、敢えて以下、質問いたし

ます。

第一に、毎年恒例となっている総理主催の「桜を見る会」についてです。第二次安倍政権になってから、会の規模が急速に拡大し、参加者数が急増する一方、予算の不足額まで急増しました。総理は会の参加者数が急増していたことに関して、総理自身が何らの指示や示唆は一切せず、規模拡大については一切関わっていないと、この場で断言できるでしょうか。自身の後援会会員が大勢いることを、一度も不思議に思わなかったのでしょうか。事務所が勝手にやったことと言うなら、菅原・河井両大臣は事務所・秘書の監督責任を問われて辞任していますが、総理ご自身の監督責任はどうとるつもりでしょうか。

第二に、総理は十一月八日の本院の予算委員会において、招待者の取りまとめには関与していないと安倍総理は断言されました。総理自身の後援会関係者などへ、安倍晋三事務所名で、報道されているような招待状を方々に送り、そのコピーまで許して参加者を集めていた実態を、全く知らなかったというのでしょうか。またどの位の関係者が「桜を見る会」に来ているかの報告も、一切事務所から受けていなかったというのでしょうか。国民はこの説明で納得すると、100%断言できますか。

第三に、いわゆる前夜祭についてです。総理は安倍事務所の人間が受け付けをしてホテル名義の領収書を渡していたことを明らかにされました。しかし、安倍事務所が、何人来て幾らかかかるかも分からない会の受け付けをして、ホテルの領収書を渡したのでしょうか。「桜を見る会ツアー」を企画した旅行会社はホテルとの交渉には一切関与していないと回答していますが、この会に関する計算書、明細書の類いは絶対にないと断言できますか。なぜ明細書の類いが無いとお考えでしょうか。

第四に、そもそもこの前夜祭について、主催者は誰なのでしょう。総理ご自身でしょうか、安倍晋三後援会なのでしょう、他の団体でしょうか。まさかホテル主催なのでしょう。事実と証拠に基づいたご認識をお聞かせ下さい。

第五に、安倍総理は、「桜を見る会」やその前夜祭に関して、公職選挙法及び政治資金規正法に則って適切に対処していると明言されています。今後、この「桜を見る会」関連の政治活動に関して、安倍晋三後援会をはじめとする、安倍晋三衆議院議員関係の政治団体の政治資金収支報告書を訂正することなど、よもやないということでしょうか。ご答弁下さい。

第六に、こうした中で、来春の「桜を見る会」を中止することにされました。中止をすることでむしろ、問題がクローズアップされたのではないのでしょうか。まさか、今年の招待状、招待者リスト、開催要項を廃棄してしまったので、来春は実施できないということではないでしょうか、中止の理由について明確にお答え下さい。

更に一部報道によれば、「桜を見る会」に関し、参議院自民党事務局が今年1月、夏に改選を迎える所属議員に、関係者などを4組まで招待できる案内状を送付したとのこと。由々しき問題です。安倍事務所のみならず、参議院自民党は選挙を迎える議員のために「桜を見る会」の招待状を使ったと見られても仕方ありません。事実関係の確認を求めます。

総理はまた、前夜祭が5000円でできたことについて「参加者の大多数が『宿泊者』」と明言されましたが、2015年に安倍事務所が配った文書では、会場と宿泊先が異なっているとの報道があり、総理の説明と完全に矛盾します。事実と証拠に基づいた説明を求めます。

以上、全ては疑惑を向けられた安倍総理のみが答えることのできる質問であり、真摯にお答えいただきたいと思います。「いずれにせよ」などといった、質問内容をはぐらかすだけの官僚用語は絶対に使わないでいただきたい。自らの言葉でご説明下さい。

続いて日米貿易協定について、質問いたします。

2019年4月に「日米物品貿易協定」交渉として始まったはずの日米間の交渉は、「日米貿易交渉」に名前がすり替わりました。また、何の説明もないまま、日米物品貿易協定ではなく「日米貿易協定」と「日米デジタル貿易協定」が作成されました。

今般の交渉や協定の名前の変更の経緯に加え、物品貿易とは無関係のデジタル貿易協定を作成した明確な理由を茂木外務大臣に伺います。

その上で、9月25日の首脳会談後、トランプ大統領は「素晴らしい新貿易協定の第1段階を正式に発表する」と表明し、「かなり近い将来、さらに多くが続く」と述べました。米国が今後、政府が頑なに否定をしている「包括的なFTA」、すなわち「日米FTA」を目指す方針であることに疑いの余地はありません。しかし、政府は今後について、「予断を持って申し上げることは差し控える」と繰り返すばかりで、全く議論に応じません。

改めて伺いますが、今後について予断しないと説くのであれば、なぜ日米共同声明に協定の発効後、「関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である」との方向性を明記することに合意したのですか。安倍総理の誠意ある答弁を求めます。

次に、農林水産品の合意内容と影響試算について伺います。

日本は、関税撤廃・削減等を約束した全ての農林水産品について、協定の発効時から、TPP11締約国に対する現在の優遇関税率と同じ税率まで一気に引き下げることを約束しました。TPP11や日EU・EPAの発効を背景に、合意を急ぐ米国に対して、なぜこのような譲歩を行う必要があったのですか。

2018年9月の日米共同声明で「農林水産品について過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許^{じょうきょ}内容が最大限」と約束しているにもかかわらず、全ての農林水産品の譲許^{じょうきょ}水準がTPPの範囲内であったとしても、関税率を一気に引き下げることで、その約束に反しているのではないですか、安倍総理の認識を伺います。

特に牛肉に関しては、米国に対して関税削減を約束したことを受け、今後、米国からの輸入量を含む形で設定しているTPP11の牛肉セーフガードの発動基準数量を引き下げるのが急務となります。しかし、豪州のマッケンジー農相はTPP11の見直しに否定的な見解を示しています。

TPP11の国会論議の際、当時の茂木経済再生担当大臣は、牛肉セーフガードの発動基準数量の見直しについて各国の理解を得ていると強調していましたが、それは嘘だったのですか。見直しの実現に向けた根拠と併せて、西村経済再生担当大臣の明確な説明を求めます。

さらに政府は、日米貿易協定による農林水産物の生産減少額を約600億円から約1,100億円と見込みました。しかし、この試算には、TPP11や日EU・EPAの影響など、想定されるべき影響が加味されていません。にもかかわらず、まだ予算もついていない国内対策を実施することにより、国内の生産量が維持されるとの都合の良い前提が置かれています。

こんな恣意的な影響試算はやり直すべきではありませんか、江藤農林水産大臣の認識を伺います。

次に、自動車・自動車部品の合意内容をめぐる問題について伺います。

日米貿易協定において、対米輸出総額の約4割を占める自動車及び自動車部品は、関税撤廃が見送られました。その理由について茂木外務大臣は、自動車・同部品の電動化、自動走行技術の進展等による部品構成やその重要度の変化を見極める必要があった旨説明しましたが、これまでも自動車・同部品の技術等の進展を踏まえながら経済連携協定交渉を進め、関税撤廃を獲得してきたはずですが。

日本にとって最も重要な成果を一切勝ち取れないまま、わずか5か月間の交渉で合意したのはなぜですか。全ての品目について関税撤廃を見送る必要があったのですか、茂木外務大臣の具体的な説明を求めます。

自動車・同部品の関税撤廃を実現できなかったにも関わらず、政府の説明する日米貿易協定の関税撤廃率及び経済効果分析は、これらの関税撤廃が実現した場合の数値となっています。実際は、現状では米国側の関税撤廃率は約5割程度にとどまり、また、経済効果も相当程度低くなることを見込まれます。衆議院の審議でも、この事実と反する結果を正

すよう何度も指摘されましたが、政府はこれに応じません。

自動車・同部品の関税撤廃を含まない本当の関税撤廃率及び経済効果を誠実に公表すべきではありませんか、安倍総理の認識を伺います。

また、自動車・同部品の関税撤廃が見送られた日米貿易協定は、WTOが求める概ね9割の関税撤廃率には遠く及ばず、WTO協定に違反するとの指摘が多数なされています。しかし、政府は「WTO協定と整合的である」と繰り返しています。

このまま現実に反する根拠なき説明を言い続けることは、自由貿易を推進する日本に対する国際的な評価を下げてしまうことになりませんか。WTO協定に整合的であるとする具体的な根拠と併せて、安倍総理の説明を求めます。

さらに、発動が懸念される米国の「1962年通商拡大法第232条」、いわゆる232条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税措置について、茂木外務大臣は「日米首脳間のしっかりした約束である」と説明しました。そんな重要な約束なのに、米国ではライトハイザー通商代表が「現時点で日本車に追加関税を課す意図はない」と述べています。

本当に米国が将来的に、日本に対して追加関税措置を課しないと確約できるのでしょうか、茂木外務大臣の認識を伺います。

加えて232条と同様に、発動が懸念される自動車・同部品に対する数量規制等の保護主義的措置について、茂木外務大臣は、数量規制等を課さないことを閣僚間で確認したと説明しました。しかし、この約束は口約束にとどまり、証拠となる議事録も示されていません。

なぜ明確な「文書」として約束をとりつけなかったのですか。この約束は首脳間においても確認されているのですか。安倍総理の認識を伺います。

ここで参議院の審議にむけても、日本に対して追加関税措置及び数量規制等を課さないことを約束した日米首脳・閣僚会談の議事録の速やかな公表を求めます。

最後に今一度申し上げます。

それぞれが説明責任を果たすべきという総理の言葉は、今、そのまま安倍総理に返ってきています。「桜を見る会」に関わる問題は、総理ご自身の問題である以上、この本会議での答弁に加え、やはり予算委員会に出てきて説明責任を果たすのが、総理大臣として最低限の務めです。国民の疑惑に答えるべく、安倍総理のご決意をお聞かせ下さい。

長期政権のおごり、歪みは目に余ります。日米貿易協定に関わる問題も含めて、与えられた原稿をただ読むのではなく、総理自身の言葉による真摯な答弁を求め、質問を終わります。ご清聴、有り難うございました。